

三 免許申請者の営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

第九條から第十一條までを次のように改める。

(基本事項の変更の認可)

第九條 委託会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 商号を変更しようとするとき。

二 資本の額を変更しようとするとき。

三 業務の方法を変更しようとするとき。

(変更届出)

第十條 委託会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第六條第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十八條第一項の承認に係る業務を廃止したとき。

第十一條 削除

第十二條 第二項第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 信託の計算期間に関する事項

第十二條 第二項第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 受益者に関する事項

第十七條を次のように改める。

(委託会社の行為準則)

第十七條 委託会社は、証券投資信託の受益者のため忠実に信託財産の運用に係る指図を行なわなければならない。

二 委託会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人(仮設人を含む)の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十をこえる株式を有する株主をいう)が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有

する有価証券をこれらの者に対して売却し若しくは貸し付けることを委託会社に指図すること。

二 その運用の指図を行なう信託財産相互間において大蔵省令で定める有価証券の取引を行なうことを委託会社に指図すること。

三 同一法人の発行に係る種類を同じくする有価証券を、イに掲げる額がロに掲げる額をこえることとなる場合に、信託財産をもつて取得することを委託会社に指図すること。

イ その運用の指図を行なうすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該有価証券の総額

ロ 当該有価証券の発行済総額に大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める率を乗じて得た額

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、又は信託財産の運用の適正を害するものとして大蔵省令で定める行為

三 前項第三号に規定する有価証券の総額及び発行済総額は、大蔵省令で定めるところにより計算しなければならない。

第十七條の次に次の一条を加える。

(議決権等の指図行使)

第十七條の二 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二及び第二百八十条ノ四第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で大蔵省令で定めるものの行使については、委託会社がその指図を行なうものとする。

二 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第六項の規定は、適用しない。

第十八條の次に次の二条を加える。

(営業年度)

第十八條の二 委託会社の営業年度は、毎年十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わるものとする。

(営業報告書の提出)

第十八條の三 委託会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二月以内にこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

第十九條 第一項中「信託契約を締結した日から六月」を「信託の計算期間」に、「期間内の当該信託契約に係る」を「計算期間中の当該」に、「期間が経過した日」を「計算期間の末日」に改める。

第二十條の三を第二十條の四とし、第二十條の二を第二十條の三とし、第三章第二十條の次に次の一条を加える。

(説明書等の作成)

第二十條の二 委託会社は、証券投資信託の受益証券について、大蔵省令で定めるところにより、説明書を作成し、当該受益証券を取得しようとする者の利用に供しなければならない。

二 委託会社は、信託財産について、当該信託財産の計算期間の末日ごとに、大蔵省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者の利用に供しなければならない。

第二十一條 第一項中「報告書」の下に「(委託会社については、第十八條第一項の承認に係る業務又はその財産に係るものを含む。)」を加え、「若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社」を「委託会社の第二十條第一項の帳簿書類その他の物件若しくは委託会社であつた者、受託会社若しくは受託会社に改め、同条第一項中「規定により帳簿書類の」を削り、同条第三項中「資料又は報告書の徴取及び」を削る。

(目的等)

第二十四條の二 委託会社及び受益証券の売買その他の取引を常時行なう証券会社(証券取引法第二條第九項に規定する証券会社をいう)は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、全国を通じて一個の証券投資信託協会(以下「協会」という)を設立するものとする。

二 協会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立される法人とする。

(名称の使用制限)

第二十四條の三 協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

(業務)

第二十四條の四 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 信託契約の締結及び解約、信託財産の運用並びに信託の元本の追加信託及び償還に関し、受益者の利益に反する行為を防止し、かつ、信託財産の安定及び運用の適正を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二 受益証券の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、第二十四條の二第一項の目的を達成するため必要な業務

(業務規程)

第二十四條の五 協会は、その業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告の徴取)

第二十四條の六 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会からその業務又は財産に関する資料又は報告書を徴取することができる。

(監督命令)

第二十四條の七 大蔵大臣は、公益又は投資者保

護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(法令違反等による処分)

第二十四条の八 大蔵大臣は、協会の役員がこの法律等、この法律等に基づいてする行政官庁の処分又は職務上の義務に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

第二十五条ただし書を削る。

第三十条中「第十七条」の下に「第二項第一号」を加える。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十号の二」を「第二十号の三」に改め、同条同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九号の規定に違反して、認可を受けないで商号、資本の額又は業務の方法を変更したとき。

第三十四条第一号を次のように改める。

一 第十号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十五条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 第二十号の二第一項の規定による説明書を作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

六 第二十号の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号と

して次の一号を加える。

一 第十八条の三の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六条中「又は受託会社」を、「受託会社又は協会」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十四条の六の規定による資料若しくは報告書を提出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六条の次に次の一号を加える。

第三十六条の二 第二十四条の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「前八条」を「第二十九条から前条まで」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、証券投資信託法第十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五項第六項第七項の規定は、この法律の施行前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律の施行の際現に改正前の証券投資信託法第六項第一項の規定による免許を受けている会社は、この法律の施行後二月以内に新法第六条第三項に規定する業務の方法を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現に証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項に規定する証券業者である会社は、昭和四十三年三月三十一日までは、新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、証券会社とみなす。

5 この法律の施行の際現に存する社団法人証券投資信託協会は、新法の規定による証券投資信託協会となるものとする。

6 前項の社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八條第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四条の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託」の下に「及び証券投資信託法第二条の二に規定する信託」を加える。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項、第七十二條の三第一項及び第二百九十四條の三第一項中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二に規定する信託を含む。）」を加える。

10 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第十三号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）」を加える。

11 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）」を加える。

12 印紙税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の非課税物件の欄に次のように加える。

2 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託の受益証券で政令で定め

るもの

理由

最近における証券投資信託の実情にかんがみ、投資者保護の徹底を図るため、証券投資信託の委託会社の行為の準則を明らかにし、監督に関する規定の整備を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資するため、証券投資信託協会について特別の規制を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。小沢大蔵政務次官。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

現在、証券投資信託は、広く一般大衆の間に普及し、その信託財産の証券市場全体に占める割合も相当大きなものとなっております。その健全な運営は、社会的にも、また、国民経済的にもきわめて重要な課題であります。

このような状況にかんがみまして、証券投資信託における受益者の保護を一そう徹底するとともに、証券市場の健全な発展に資するため、ここに、証券投資信託法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、証券投資信託の委託会社は、受益者に対して忠実義務を負う旨を明らかにするとともに、信託財産の適正な運用を確保するための措置を講じ、受益者の保護に資することをはかっております。すなわち、委託会社がその運用の指図を行なう信託財産相互間において、一定の有価証券の取引を行なうこと、及び同一法人の発行にかかる同一種類の有価証券を一定の割合をこえて取得

することを指図することなど、受益者の保護に欠け、または信託財産の運用の適正を害する行為を行なうことを禁止することとしております。また、信託財産として有する有価証券にかかる議決権、その他株主の権利のうち必要と認められる権利の行使については、委託会社にその指図を行なわせることとしております。

第二に、投資信託業界の自主規制を強化し、その健全な発展に資するために、証券投資信託協会の目的、業務及び監督等に関する規定を設けることとしております。

第三に、現在、各委託会社は、多数の単位型証券投資信託について運用の指図を行なっておりますが、これらの運用を効率化するために、株式等に対する投資を特定の信託において集中して行ない、その信託の受益証券を単位型の証券投資信託に組み入れることとするいわゆるファミリーファンド方式を認めることとし、このような信託についても、証券投資信託とみなしてこの法律の規定を適用することとしております。

このほか、委託会社の免許基準、監督に関する規定の整備、その他投資者保護のため必要な規定の整備をはかることといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長 石油ガス税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 石油ガス税法の一部を改正する法律案に関連して、まず、そのもととなる石油産業における二つの不安について御質問を申し上げます。

と思ひます。

一つは、石油資源の問題で、中東の局地戦争に伴って非常に大きな不安をもたらしましたが、これについては、広瀬委員からあとで石油供給源について多角化が望ましい、特に日ソ経済委員会との共同声明にもあるとおり、ソ連との石油パイプラインの取引の問題についていろいろ聞かれています。私はもう一つの不安について聞きたいと思ひます。

そのもう一つの不安というのは、石油及び石油化学に対する外国資本の支配がどういふ状況かという問題であつて、この点についてお聞きしたいと思ひます。

石油は最近エネルギー資源の中の五〇%を占めるに至つていますが、今後この状況はさらに非常に大きくなつていくと私は思ひますが、その見通しについて通産省からお答え願ひたいと思ひます。

○両角政府委員 ただいま御指摘がございましたように、わが国の石油精製業もしくは石油の販売業におきましては、外国資本の進出は、過去におきましてきわめて活発でございまして、今日までのところ外資系によりまする精製業におきまして生産のシェアは約五七%、また、販売面におきましても六割弱といった程度に達しております。したがって、われわれとしましては、今後資本自由化の体制の中におきまして、石油関係における外資の問題につきましまして、きわめて慎重な配慮をもつてこれに対処してまいりたいという方針であります。

○広沢(賢)委員 外資の問題に入りましたけれども、まず私が御質問したいのは、石油はエネルギー資源の五〇%以上を占めていて、そして、それを受けた石油化学は鉄鋼と結合して各所でコンビナートをつくつて、衣料から医薬品、肥料、すべての面にわたつて、昔は鉄と石炭といわれたけれども、いまは鉄と石油といわれる日本経済の心臓部、動脈を形成しているという認識については間違ひございませんね。それを通産省からお

聞きたい。

○両角政府委員 石油が今日の国民経済もしくは産業活動においてきわめて重要な役割を占めておるといふ点の御指摘は、そのとおりかと存じます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、その一番中心の石油産業で、先ほど答弁があつたとおり、外資がだんだん半分以上を占めてきているということになると思ひますが、いままでほかの委員会でも、たとえば外資の支配状況についてその一覽表なり、その他の状況について、大手各社のうちのそういう外資の割合とかその他について資料を出しておりますか、どうですか。

○両角政府委員 特別な資料は提示しておりません。

○広沢(賢)委員 資本自由化で非常に大きな問題になつており、日本産業の今後の方向を左右する重要な問題ですから、大蔵委員会として、やはり石油産業に対する外資の支配状況を各社にわたつて資料を出していただきたいと思ひます。

私の手元にはいろいろと民間の証券会社その他からの報告書がありますが、いま石油精製の産業の中で、共同石油の系統と東燃グループの系統と二つある。前者は民族資本的なところが、国の産業をもつてゐる。もう一つは、東燃グループというものは、やはり外資にすつかり支配されているという分析がありますが、これは大体通産省としてはどういふふうに思つておりますか。

○両角政府委員 共同石油につきましては、これを構成しております精製会社は日本鉱業、アジア石油及び東亜石油のそれぞれ純民族系の三社でございまして、共同石油につきましては、民族系的企業であるという性格づけは正當だと思ひます。これに對しまして、東亜燃料につきましましては、その製品の販売ルートはモービル並びにエッソの二つのアメリカ系のルートによつて行なわれておりますために、これをさような意味での外資系というふうに販売面をとることは正しいかと存じます。

○広沢(賢)委員 そうすると、この問題について、これは大和投資資料という民間のあれに書いてありますが、たとえば、通産省が石油行政における原則として推進している一外資一国内資本方式というのは、どういふ意味がおわかりになりますか。

○両角政府委員 ただいまのところ、通産省といつたしましては、石油精製業における外資の問題ということは、原則として、資本導入におきましては五〇%以下が望ましいということ、また、資本提携といつたしましては、日本側の一社に對しまして外国側も一社、一対一の提携関係が好ましいというところ、並びに原油の購入長期契約等につきましては、資本の参加比率まで行なわれることが好ましいということ、この三つの基本的な考え方のもとに現在及び将来の外資問題を考へてまいりたい、かようなことを申し上げる次第でござい

○広沢(賢)委員 そうすると、通産省の意向としては、石油精製業に対する外資の支配に對しては、資本自由化の体制のもとでも非常に警戒している、こういうふうな解釈してよろしいですね。

○両角政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、今日のわが国の石油産業に對しましては、すでに十分なる外資が入つてきており、かつ十分なる勢力を持つておりますので、今後の問題につきましましては、われわれは慎重に考へてまいりたい、かような所存でござい

○広沢(賢)委員 慎重というのは、結局、たとえば民族資本系統の石油を重く見て、そのほうを助長していきたい、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○両角政府委員 したがいまして、今日におきまする石油政策の目標は、わが國に對します石油の低廉、安定供給の確保にあるわけでございますから、さような見地から申すならば、わが國の石油資源もしくは石油製品に對する自主的な力というものを強めてまいることが好ましいわけでございます。さような見地からも、民族系企業の育

成、それを通じての自主的な力の強化ということにつとめたいと思います。

○広沢(賢)委員 私もそうだと思います。

それではその次に、石油精製について今後——いまもほとんどアメリカ資本を中心に、イギリス、フランスも外資の進出で申請している企業があると思いますが、それはどれとどれ、大体おもなものをいまあげられますか。

○岡角政府委員 新たに外資提携を求めてきておるといふ事例は、ただいまのところ私どもは承知いたしておりません。

○広沢(賢)委員 これは確かな資料でないけれども、ガルフ・オイル——これはアメリカですね。それから出光興産、コンチネンタル・オイル、スタンダード・オイル、ブリティッシュ・ペトロリアム、それからフランス石油、このようにほとんど来ておるといふふうに出ておりますし、新聞でも書かれておりますが、これについて、通産省としてはどういふふうにお考えになりますか。

○岡角政府委員 ただいまお述べいただきました各社は、わが国に対して多かれ少なかれ原油の供給を行なっておる相手方でありまして、その面ではわが国の石油産業に関連を持っております。また、ただいまの中の一つのスタンダードにつきましても、出光と技術上の提携関係を将来とすることによりまして、日本海の大連だの探鉱活動等を共同でやろうというような計画もあるわけでございますが、それ以外に、資本提携の面で新しくわが国に参加してこようという具体的な動きは現在ありません。

○広沢(賢)委員 とにかく、いま石油産業に対する外資の支配は予想外に大きい、しかも、これを何とか民族産業を中心にして日本の心臓部に当たるものを守らなければならぬというように私は大体受け取りました。私も賛成です。

同時に、石油化学産業についてお聞きしたいと思います。

今度の資本自由化に伴って、大体アメリカ資本が集中的にねらっておるのは、電機、いわゆる電

子計算機とか集積回路とかその他と同様に、今度石油化学産業で、この二つはたいへんな成長産業で、日本経済の心臓部を形成する。この石油化学産業に対する——まあ石油精製は、先ほどいわれたとおり相当の外資の支配です。ところが石油化学産業は、これは日本経済でやっていきたいと思ひますが、現在九社、十一セクターのコンビナートのうち、どのくらいの外資の支配が行なわれているか。それについてお聞きしたいと思います。

○下山説明員 ただいまのお尋ねは、現在の石油化学センターに外資が入っておるかどうかということだと思ひますが、私の記憶いたしておりましたところでは、ないと考えております。

○広沢(賢)委員 なければいいのですが、ところが、私どもがいろいろ集めたもの、これは權威はないですが、民間のいろいろな資料によりまして、たとえばこういふふう書いてあるのですが、これはほんとうかどうか。生産の中のエチレンの四五％、高圧ポリエチレンの六五％、合成ゴム等、その四三％がすでに技術提携その他によってアメリカその他の国の意向に沿わざるを得ないのであるというふうに書いてある。そのほかの資料もありますが、それとちよつと違ふと思ひますが、公式じやなくて、実質の状況についてひとつ……

○下山説明員 私ただいま申し上げましたことが若干不足であつたかと思ひますのでございますが、石油化学センターの中核体をなしておりますエチレンプラントのメーカー、これには外資が入つてなかつた、かように考えております。ただ、いづれも外資と技術提携をいたしておることは事実でございます。ほとんどすべての会社が技術提携をしておるはずでございます。それから、さらにその誘導品の関係につきましても、もちろん純民族系の会社もございまして、中には一、二提携しておる会社があるかと思ひます。

○広沢(賢)委員 時間の関係で一足飛びに今後のことについて聞きますが、今後この石油化学に対して、たとえば昭和電工の鶴崎地区のコンビナ

トの問題が出ていますが、いろいろ問題点となつて出てきている申請、その他問題点となっている会社、それを出していただきたいと思ひます。

○下山説明員 石油化学の今後の新増設につきまして、エチレンプラント三十万トン以上の規模で大規模のプラントをつくることを方針として現在打ち出していることは御承知のとおりでありまして、ただし、これは外資からの技術導入の会社に限つての方針でございます。御指摘の昭和電工のような外資提携と申しますか、外資が五〇、五〇というふうな合併会社がつくるものについてはこの限りにあらずという、要するに、ことばを変えて申しますれば、方針を決定してないというのが事実でございます。現在の段階におきましては、私の承知しておりますのは、合併会社として出ておりますのはいまの昭和電工だけかと考えております。

○広沢(賢)委員 いろいろの資料が出てくるので確かめますと、三菱油化、日本石油化学、昭和電工は、これは新聞に出ているとおり、通産省も非常にこれはいけないのじやないか、あふないのじやないかという意向を示していると伝えられています。それからポリエチレンでもって日本オレフィン化学、ナフサ分解では鶴崎油化というのがある。もう一つの資料によりますと、三井ポリケミカル、昭和ネオブレン五〇％出資ということ、アメリカのデューポン財閥とか、ダウ、モンサント、グッドリッチとか、C.C.等、合併会社をやりたいといつて、もう相当動いているということが書かれています。それからある業界新聞によると、石油精製並びに石油化学産業は大体今後完全に降伏するのじやないかというふうにいわれております。それについてどういふふうにお考えですか。

○下山説明員 ただいまお話がございました各会社の中で、たとえば三菱油化、三井石油化学等はこれは純粋に民族系の会社でございます。しかかもそれがエチレンプラントの中核体でございます。ただ、あとお述べになりましたたしかネオブレンでございますか、そのほかの幾つかの会社は、

これはたしか合併会社であつたように記憶いたします。

今後の問題につきましては、ただいま申し上げましたように、エチレンプラントの中核体につきまして、とにかく民族系で三十万トン規模以上というこの方針が出ただけでございます。合併会社については出てない。それからあとのポリエチレン等の誘導品の点につきましては、すでに合併会社がかなり入つていことは事実でございます。したがつて、あるいは今後ともそういうことがあり得るかと思ひます。

○広沢(賢)委員 これは、今後の見通しについてどういふふうになるかは、これからの資本自由化のいろいろな行政措置だと思ひますが、全体として見て、いま石油化学産業に、表面上は外資提携の動きとか、五〇％のいろいろな支配とかいふのがないといつても、大体今後の見通しとして、各新聞、業界紙一致しているのは、非常な不安を抱えているということですね。

この重要な二つの産業について一つお聞きしたいのは、石油化学産業について、開発銀行の融資はいままでに総計どのくらいにのぼつておりますか。

○下山説明員 石油化学工業に対します開発銀行の融資金額についてお尋ねでございますが、いま私の手元には数字がございせんので、いざれ調べましてお答えすることにいたしたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 突然だから無理だと思ひますが、それについて詳細に出していただきたいと思ひます。

その際に特別にお考え願ひたいのですが、私どもが見たところでは、昭和三十一年度から三十七年度までに百二十一億円のぼる融資をしていっています。これは成長産業で心臓部に当たるから融資している、私どもはこう思つていいます。ところが、石油化学産業はこれまで外資、技術導入等で事実上は相当蚕食されているのですが、この開発銀行の融資は、これはもう民族産業だろうが外資

提携だるうが、同様に融資せざるを得ないと思うのです。その点について、今後、たとえば外資提携の会社がどんどんできてきた場合に開業銀行の融資がどんどん行なわれる。それについては、これは昭和電工の鶴崎地区のコンビナートがもしも成立すれば、これは架空の話ですが、これにも出さざるを得ないということになる、民族産業と外資を同様に全部融資しなければならぬということになると思いますが、どうでしょう。

○下山説明員 いま私、その詳細につきまして実は手元に資料がございませんので、はっきりしたお答えはできかねるのでございますけれども、また、過去におきまして外資提携の会社に融資したことがないと言いつても、あるいは誤りかと思ひますが、今後そういうものが、たとえば並行して出てきたような場合、競合して出てきたような場合には、当然民族系を優先するというようなことはなし得ることもあります。また、そういうような方針をとるであらうと思つております。

○広沢(賢)委員 これは今後外資審議会と政府でもつていろいろ具体的措置をやる場合に非常に重要だと思つたのです。つまり、国民の預貯金、それから健康保険料の積み立て金からなる財政投融資から開業銀行は資金を出してもらつてゐる。その国民の大切な政府資金、公共資金が、外資を育てるのでなく、民族産業を育てるよう努力を指向するということは大事なことだと思ひます。つまり、資本自由化に備えて、日本の企業の体質の強化、民族企業の強化といわれるときにはこの問題はやはり重点的に考えなきゃならぬ。

同様に、今度は大蔵省にお聞きしますが、たとえば財政投融資は、いま言つたとおりこの差別はつくと思ひますが、租税特別措置法、いろいろなものがありますが、そういう問題について外資が入ってきた会社、いま石油産業を言ひましたが、それと電機産業、食品産業――まるまる食品産業ではいかれてしまふところがあるし、そういういろいろなところについて、資本自由化に対して休

質改善というからには、そういう問題についてははっきりと区別をつけることはできませんか、どうですか。

○塩崎政府委員 租税負担の公平の原則と申しますが、さらにはまた、外国との間に締結いたしました租税条約の精神から、資本の種類によつて課税上の条件あるいは特別措置について区別することはできないと思ひます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、もう一回通産省の方に聞きたいのですが、大体、いまの資本自由化についても、アメリカの資本、財閥は、万国博覧会には出品しないのだ、資本自由化がまだまだ日本ではおきてゐるからというやうないやがらせをやつて各民間の業界の人たちを困らしてゐる、心配さしてゐる。こういうアメリカ資本が、今後、たとえば開業銀行、輸出入銀行、その他、そういうところから、さつき言われた非常にいい御意見のように、民族産業優先という形でやつた場合、日米通商航海条約で内国民待遇にみんなやつてゐる、けしからぬというやうな声が出てきたとき、断固としてはね返せますか。

○下山説明員 先ほど租税の点について御質問ありましたときに主税局長から答弁があつたわけでございますが、今後資本の自由化にあたりまして、いろいろな税制措置をどのように講ずるかというふうな点についても、今後大蔵省といろいろ協議してきめるわけでございますが、その際におきましては、何と申ししましても、資本自由化によつて日本の産業が重大な影響を受けないやうにいろいろな措置をとるわけでございますので、たとえば合理化機械一つをとつてまいります場合に、合理化機械については、これは租税公平の原則はございすけれども、機械の選定にあつたてういう点を十分配慮することは当然でございますし、また、それが諸外国によつて非難されることはあり得ない、かように考えております。

○広沢(賢)委員 非常にいい御意見だと思ひます。やはりくふうすれば何か出てくると思ひますが、今後それを国会もそれから審議会もみんな一致し

てそういうことをくふうすべきではないかと思ふのです。

次に、先ほどの租税特別措置の問題その他について十分討議する前に、もう一回外資支配の状況について通産省の方に念を押したいのですが、今度電機産業です。テキサス・インスツルメントが一〇〇％子会社を持つということですが、それが、これについて取り扱いはどういうふうにおきめになつてゐるか、腹づもりはどうか、それをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○下山説明員 新聞等で御存じのとおり、テキサス・インスツルメントが一〇〇％の子会社をつくりたいというのに対して、わがほうとしては五〇、五〇の会社、合併会社でございすが、その他、二の条件をつけてまして回答をいたしておるわけでございます。これについて、なお先方からその後方針の変更はないかという探りが入つておりますけれども、わが方としては、変更はないというものでございすおるわけでありま。

○広沢(賢)委員 いまも通産省はがんばつていますが、そういう問題はさらに今後GE、ゼネラル・エレクトリックですか、これは東芝株の三〇％を取得してゐると思ひます。

それから、私がいろいろ資料で列挙してきたので、こういうことがあります。ゼネラル・エレクトリックばかりでなく、これがルームクーラー――今後日本がもしも高度成長の消費経済がさらに順調にいけば、このルームクーラーといものは相当成長産業になる。これは三井物産、日本電熱やなんか努力してゐると思ひますが、これもゼネラル・エレクトリックといつて一緒になるというわきがあります。それから電子計算機は、日本IBM、これはユニテッド・ステーツのIBMの一〇〇％出資の子会社はほとんどですが、そうすると、電機産業で成長してゐる芽を今後みんなつま取つてくるということがあると思ひます。石油化学と同じで、電機産業も外国の技術が優先してゐるからこうなつてきたのだと思ひますが、

一番成長し、一番重要なこの産業もあぶなくなつてくるという懸念があると思ひます。この電機産業についてお考えをお聞きたいと思ひます。

○下山説明員 電機産業について外資が今後入つてくる可能性が一番多いではないかという御指摘でございますが、確かに、外資としては日本の電機産業をねらつてゐることは事実かと思ひます。したがつて、わがほうとしては、どうしても必要やむなきものは、これはあるいは五〇、五〇、先ほどのテキサス・インスツルメントのやうな方式で入れることにやぶさかではないと思ひますけれども、それ以外のものにつきましては、できるだけそれはお断りするといふやうな形に進むのではなからうか、かように考えております。

○広沢(賢)委員 それはやはり心意氣をお話しにやつたので、もっとこれはアメリカ資本その他の圧力が財界にくる、それをねのけて次の自由化措置はもう当然要求してくると思ひます。そのくらい約束しなければ万国博覧会には出ないぞというやうなことでおどかしてゐる。それに対して、きちつと各産業別にやらなければならぬと思ひますが、何とかがいけるのではないかと、うん、じゃだめだ、それからいままでの審議会での討論は相当真剣であつたように承つております。そうすると、業種別にこの問題についての相当な材料があるはずですね。これを国会に出さないといふのがおかしいです。法案だつて一番最後のときに出して、それで与党の勢力は多数だからのんでしまふなんというのでは、国の一番重大な経済の心臓部を討議するといふ点で非常に不十分だと思ひます。

したがつて、関連する各委員会には事前に各種産業についての実情の詳しい報告書を通産省から出すべきではないかと思ひますが、どうですか。これは通産大臣に対して言うことだけども。

○下山説明員 ただいまのお話は資本の自由化の問題と関連しての御質問だと思ひますが、各業種が資本の自由化をした場合にどういふやうな影響を受けるであらうか、そのほかについて、われわ

れといたしましてももちろんいろいろな手だてで調べております。調べておりますが、これに対してまだ十分自信がない、われわれとしても十分な自信がないということで自由化もしなかつたわけでございます。いろいろな資料は整つてございませうけれども、資本の自由化とからめてどうかというところについては、結論は出ないということが実情でございます。

○広沢(賢)委員 ほかのいろいろな民間の経済研究や何かのところではわりあい一覧表が出ています。資本自由化された場合にはどうなるかと、通産省の見解も経団連の見解も全部一覧表になつて出ています。生産規模、技術水準、価格水準、それから外資の直接投資の可能性の問題、総合判定でもって順位をきめたりしている。これはあると思うのです。これはさつそく出していただきたい。出さなければいけないと思うのです。

特に不安に思っているのは食品産業です。新聞によりますと、お菓子屋さんが破滅状態になるといつて不安を起こしている。それからコーヒーはほとんど外国のコーヒーで、森永が二〇％だけである。これは貿易自由化の結果ですが、歯みがきからベッドまでということで大騒ぎをしていますが、中小企業、ことに食品産業、そういうものに相当脅威を与える。それについては、通産省の御意見も新聞で伺っていますが、そのとおりだと思いますが、通産省はどうですか。

○下山説明員 いま中小企業と申ししても、御承知のとおりいろいろございします。中小企業独自の分野と申しますか、中小企業だけでも構成されている分野、あるいはまた大企業と競合している分野、それから大企業の下請を形成しているような分野、大きく分けましてその三つによつて構成されておると思ひますが、やはり一番大きな影響は違つてくると思ひます。やはり一番大きな、一番問題になるであろうかと思ひます。大企業と競合している業種であらうかと思ひます。それで、大企業と申しますのが、特に諸外国において大企業であつて日本では中小企業である、こ

の辺が一番影響があるかと思ひますが、この辺につきましましては、特に今後十分業種別に検討を進めていきたい。今回の自由化につきましましては、それについては極力触れなかつたというのが実態でございますけれども、今後は、特にそういう業種別に資本自由化との関係について掘り下げてみたい、かように考えておるわけでございます。

○広沢(賢)委員 私がいろいろと資料を集めたり確かめたりしたところでは、大体今度の資本自由化の脅威は、鉄鋼、造船など、そういう大きな世界水準のものは、一〇〇％自由化されているとおり、その心配はない。一番心配なのは中小企業その他であるという結論に達しましたが、大蔵省も通産省もそのとおりであつたものであつた自由化の措置をやつたのだと思ひますが、大体そのように理解してよろしうございしますか。

○宇野政府委員 いまおっしゃつたようなことで御理解願ふべくございします。

○広沢(賢)委員 そこで、資本自由化に伴う措置の問題に入る前に、もう一つ、日本の場合の資本自由化というのは、ヨーロッパの場合と違つて、賃金がヨーロッパより低い。いい技術を持つていながら賃金が低い。貿易自由化のときには、安い賃金が、外国の商品とのいろいろ競争の上で大きな役目を果たしたと思ひます。ところが今度の場合には、この低い日本の賃金というものが今度外国の企業の大きな武器になる。したがつて、大きな産業でも、そういう点では油断できない。たとえば神戸製鋼が外資提携して、そして日本で安い賃金でやつた場合に、鉄鋼もあぶなくなるなどという議論も出たほどだと思ひます。したがつて、資本自由化に伴つて、いろいろ政策が出ておりますし、今後もうやうとしておるものもろくろみがあります。それから、税制調査会でも、一つの大きな項目で、資本自由化に伴つて産業界から要望の強い各種の税の優遇措置をどの程度まで認めるかというところを大きな項目にしています。

ここで疑問に思ふのは、賃金の問題ということは一つも触れていないのですね。こういう問題

をのけて、それでしかも税と金融で大企業を優遇するというのは、これは先ほど申しました各種の矛盾とぶつかるのじゃないかということを私は特にこれから強調したいのです。

まず、通産省にお聞きしたいのですが、今後は賃金が、貿易自由化と違つて、われわれの武器になるのじゃなくて、この低賃金、非常にいい技術と安い労働力というのが外資産業の武器になるということをお認めになりますか。

○宇野政府委員 資本自由化に關しましては、メリット、デメリット、両論ございしますが、ただいまおっしゃつたような賃金という問題一つを考えますと、やはりそれに対応するような施策が必要かと存じております。特に、賃金のみならず、週給制の採用であるとか、あるいはまた一週四十時間労働であるとか、そういうようなものがやはり派生してくることを覚悟しておかなければならぬと心得ております。

○広沢(賢)委員 そうすると、資本自由化に伴つては、やはり外国のILO条約その他のこういう国際水準並みに、私たちがやはりそれになれていかなければ、資本自由化したというたてまえから、なかなかいけなないのではないかと、これを私は確かめたいのでございしますが、いまの答弁で、大体そうだと思ひます。

もう一つは、ヨーロッパも、最初は資本自由化にたかをくつていたけれども、やはり現在は警戒ぎみだと聞いております。通産省は外務省と一緒にいろいろと調査されていると思ひます。その資料があると思ひますが、国会へ出てきておりません。そういう資料はございしますか。

○下山説明員 資料はもちろいろいろつくつてございしますけれども、ただいまの御指摘にびつたり合うようなものがあるかどうか調査いたしましたので、御提出したいと思ひます。

○広沢(賢)委員 やはり国会でヨーロッパにおける資本自由化がどうなつたかというところを——ルノーがまるつきりとられてドゴールがかんかんになつておこつたとか、こういう問題について、や

はり資料を出してもらつて十分討議しないと、日本の国会内外の世論というものがわき立つてこないし、通産省もやりにくいと思ひますから、そこで、そういう問題についての資料を今後出していただきたい。これは第二番目の資料要求です。

特に、私が重要だと思ふのは、日本とヨーロッパと違ふ点は、ヨーロッパはEEC共同体で対抗する大きな広域経済である。日本はただ日本一國の経済力で、ワールドエンタープライズというやつですが、これは私は実質上はアメリカ独占資本だと思ふのですが、このアメリカ資本に対抗するということはたいへんだと思ふのです。先ほどの低賃金の問題とそれからこの広域経済、EEC——日本では太平洋、アジアにわたつて形成されていらない、そのほかの國もみんな大きな企業のエッジになる低賃金國、後進國です。

したがつて、一つの問題としてこういうことを私どもは考へるのです。つまり、後進國がみな一致結束して、アジア、アフリカその他の國が國連に働きかけて、それで投資についての國際条約を結ぶ。これは韓國でもそれからインドネシアでも、その他のアフリカの國でも、みんな先進國、一番進んだ國の、ことにアメリカの外資に対しては警戒をしていふと思ふのです。したがつて、アジア民族の先頭を切つて、平和、友好とアジアのほんとうの大衆的な開発のためには、國際的な投資の約束を、ILO条約と同じように——あまりにワールドエンタープライズがコカコーラを世界じゅうにはやらせる、こういうことは、貿易の点ではいいけれども、まるまる資本が支配するようなことのないようなことをおやりになつたらどうか。國內のいろいろな措置はこれからお聞きしますが、矛盾が多い。それよりも、そういう問題について大きな対策を立てたらどうかという議論はありましたか。

○下山説明員 ただいま先生のお話にございしました、そういうような考え方で諸外國に働きかけろというふうなお話でございしたけれども、われわれとしてまだそこまでは考へておりません。お

りませんけれども、基本的な気持ちといたしましては、今回の外資審議会の答申の中に述べられておりますように、特に外資に對しましては一項ございませう。そして「当分の間、実質的に対等な結合による合併会社の方式を原則とし、わが国企業との共存共栄をはかる」このようにしてくれというのを外資に望んでおります。この点は先生のいまのお気持ちと同じようなことだと思っております。

○広沢(賢)委員 非常に私もそれで意を強くして、世論を今後喚起していかなければならぬと思うのです。まさにそのとおりだと思つたのです。

それで、今度具体的な問題について伺います。大蔵省の外資審議会の答申案というのがあります。閣議決定がされたのだけれども、まだ国会に出されてない。もちろんこれは国会へ出すという義務はないのだけれども、しかし、これを早く出して、この問題について十分討論することが大事ではないかと思うのです。答申案を出して十分いろいろ討論することについて、通産省としてはどのように考えていますか。

○宇野政府委員 資料としてお出しすることはかまわないと思いますが、別に法律事項でも何でもございませぬので、その点は、もし御必要なら出してよろしいということにいたします。ただし、わが国の企業に与える影響が非常に大きゅうございませうから、このことに關しましては、先般第一次のものについて発表されておりますが、どの企業が第二次、どの企業が第三次というタイムスケジュールというものが、貿易自由化の場合にはそういうテーブルスケジュールを持つておりましたが、資本自由化の場合にはそういうものがないというところだけは御了解願ひたいと存じます。

○広沢(賢)委員 大体それは知っているから先ほど強調したのです。つまり、先ほど言ったとおり、国の心臓部がえらい故障して、人に支配されるかどうかという重大な問題なんだから、した

がって、法律上どうこうということではなくて、国会の中でやはり十分討論をする、そのためには、早くいろいろこの問題についての資料として出すなら出す、それから、国会もこれについての特別の討論をやはり委員会でも自発的にやるということが大事だと思つたのです。

それで、不正確ですが、新聞で見ますと、メリット、デメリットについて四つの点があつていふ。これを一つ一つやるのは非常に大切なことだと思つたが、時間がないからあとに回しまして、重要な問題点についてお聞きしたいと思つた。

第一番目に、ここでもって技術について心配しています。これを見ますと、メリット、デメリット、両方とも出ているのです。おかしいのです。つまり、すぐれた外国の技術がどんどん入ってくる一方では、日本の自主技術の開発が阻害される、そして持つていかれる。これは弁証法的だと思つた。その次に、競争原理、よそと競争すること、経済の刺激になり、効率化を促すといつてゐるのですが、「資本力の格差からくる外資の支配力によつて企業あるいは産業の支配が生ずる」と——たいへんなことになる。それからもう一つは、経営の合理化、近代化をどんどんやっていくのには便利だ。これは、労働者並びに中小企業にとつてはたいへんなことになる。ところが、デメリットのはうではやはりそのことに触れてゐるのです。過当競争を激化して、そうして日本の産業の中で向こうに寝返りを打つというやうな産業が出てくると思つた。やはり一つはこれを意味してゐるのだと思つた。これはあつて御答弁願ひたいと思つたが、中小企業が多数存在するわが国では非常にたいへんだ。それからもう一つは、消費者の利益を非常に増進すると思つた。その中で重要なことは、消費者の、コカコーラを飲むことよりも重要なことは、デメリットの中で外資が非協力的態度をとることにより、長期的な構造政策や短期的な景氣調整政策等の門滑

な遂行が阻害される、これは大蔵省にとつて大問題だと思つた。塩崎さんにとつては大問題だと思つた。これはコカコーラをみんなが安く飲めるかどうかという問題ではない。そういうやうなカナダの例があるのです。したがって、この四つの問題について、いい側面と悪い側面をあげた問題については、これは今後十分に検討しないとたいへんなことになる、私はそう思つた。

そこで問題は、佐藤総理が人間尊重と言つておられますが、これは政策の面からいふと、日本の経済の二重構造を解消しなければならぬといふことだと思つたのです。ところが、資本自由化に伴ういろいろの措置を見ますと、どうしたつてこれは大企業、コンビナートや何かをどんどん助長する、合併を助長するために租税特別措置や何かをほんとうはやるということになると思つたのです。通産省は大いにそれを大蔵省に頼んでゐるわけなんです。

ここで、私は重要な問題があると思つたのです。その外資の支配に對して、われわれが一致協力して日本経済の自主性を守るといふ点では同じです。しかし、今度日本の独占的な大企業をどんどんどんどん大きくすることによつてこれに對抗しようとするのだならば、アメリカのワールドエンタープライズ、この世界的な企業の資本力とどの程度までいふたらいいか。これは政務次官に聞きたいのですが、そうすると、昔の、東条さんの勝つまでははしがきませんでした。やうやう、資本自由化がずっと自由になつて、裸になつて外国とどんどん競争するのだ、したがって、日本の企業はどんどん大企業の合併集中をや何かをして、とにかく強くしなければ對抗できないといふのだたら、いつまでたつても、たとえ、そのために租税特別措置をすとか、安い利子で財政投資をするといふことをどんどんやつてゐるのでは、国民大衆にとつては勝つまでははしがきませんといふこととなる。この点のたいへんな矛盾について、大衆の不安について、通産政務次官はどうお考えに

なりますか。

○宇野政府委員 いまのメリット、デメリット、それをいろいろ考慮いたしますと、たいへんなことであるといふことは間違ひございません。そこで、いまおつしやいましたとおり、各企業ごとによつてそれぞれ性格が違ひますので、先ほどおそれく次長から答弁があつたと思つたが、私も、国内産業の各企業の性格等を十分に吟味いたしまして、たとえ資本自由化といふことに抗し切れない場合がございまして、やはり抵抗すべき点は最終的段階までは抵抗しなくちゃならぬ、こゝろにふりかへておられますので、一般的なお答えしかできないと思つたが、それで御了解を賜つたと思つた。

○広沢(賢)委員 そうすると、今度はもう少し深く入つてお聞きしますが、財界はもろに税制上、金融上の措置をとるということをや非常に強く要望してあります。それで、新聞によりますと——水田大蔵大臣がおられるといふのですが、水田大蔵大臣と財界代表の小林外資審議会会長代理とが會つた場合に、大蔵省はこれに抵抗し、財界はこれについて強い要求をしてゐる。それで、私もこの大蔵委員会において租税特別措置について一番問題にして、最後のときに二年間延長をするという場合に大蔵省の塩崎さんの答弁にもいろいろありましたが、なるべく租税体系を乱さない、負担の公平適用の原則を尊重する、したがつて、自由化は企業の努力で、企業減税はしたくないという意向が大蔵省にあると思つた。それは私賛成なんです、新聞にいろいろ書いてある。大体、大蔵省はどういう考えですか。

○塩崎政府委員 わが国の企業は、御案内のように外国の企業に比ばまして底が非常に浅いといわれております。そういう意味で、私どもは、減税を通じての企業の基盤の強化は、財政が許しなれば好ましいことだと考えております。

ただ問題は、所得税の負担に比べて企業税がどうであるかということが第一の理由であります。第二の理由といたしまして、法人税を通じての企

業減税という方向は、法人税の基本的な仕組みが、たがたび御案内のように非常な問題をはらんでおりますので、これも適当ではございません。したがって、さらに企業減税が財政上許されるような企業減税といった形が望ましいことであると思っております。

資本自由化の問題は、最近クローズアップされた問題でございます。現在の税制は、過去のわが国の企業の立ちおくれ、近代化促進の見地からもうすでに種々の特別措置を講じていることは御案内のとおりでございます。さらにまた、資本自由化の促進の措置を昨年講じた部分もございまして、試験研究費の助成といったものもございまして、特別措置の中に入っております。御記憶に新しいところでございます。言うならば、税制の中に相当種々の措置を設けておりまして、広沢先生のおっしゃいましたような国内企業の強化の面にはこたえているつもりでございます。ただ、それが非常に総花的である面もございまして、その効果も十分明らかでないのに、ただ漫然と残っている面がございます。このあたりは十分反省いたしまして、効果のあるものに限定して、そうして、こういった租税特別措置がなくても、できる限り早く企業が自立し得るような体制に持っていきたい、かように考えております。

なお、先ほど私が先生の御質問に對しまして、資本の種類と申しますか、資本の厳選、たとえば、外国資本であるか内国資本であるかによって、租税特別措置を適用するとかしないとかいったことはできない、こういうふうに申し上げておりますが、それはそのとおりでございます。ただ、通産省の企業局長が申されましたのは、たとえば特別償却で対象機械を選別する際には外国企業ですすでに採用しておられるけれども、わが国の企業ではまだ古い機械を採用しておられる、外国企業ではとていうい使用しないような機械を特別償却の対象機械に指定いたしました、そういうものについて特別

償却を認めるならば、これはおのずからくふうによって国内の企業のおくれを立ち戻させる、こういった意味があらうと思っております。そういったことは可能でございますが、そういった機械を指定いたしましたも、外国企業がこれを採用した場合に、これに對して特別償却を認めないというようなことができないのは、私どもの言う負担公平の原則並びに租税条約の内国民待遇の精神から当然のことでございます。

○広沢(賢)委員 塩崎さんはこの前なかなか筋を通して答弁されたと思うのです。これは大蔵委員会のみんなでもって努力した討論の結果だと思っておりますが、いまの答弁はそれよりちょっと後退しているような感じがするのです。財界とか通産省の圧力に負けたのではないかと思いますが、通産省の方、おこらないでいただきたい。

問題はこういうことだと思っております。資本自由化の名のもとに、これがにじみの御旗になって、どんどん何でも大きな企業合併促進、それから各種の優遇措置がこれ以上とられたらたいへんだ。税制調査会の答申でもその点については繰り返し繰り返して強調されていることなんです。そこで私は、いまの資本自由化の名のもとに、塩崎さんが答弁をされたとおり法人税のいろいろな優遇措置があり、それが外国企業であるか、ここの民族的なといつていいか、自主的な企業であるかによって差別がつけられないということになれば、資本自由化に伴っての法人税の優遇措置ということについてどういうように効果が出るかについて、通産省の方にお聞きしたいと思つて、山下説明員 ただいまの御質問、たいへんむずかしい問題でございますが、先ほど私が申し述べましたように、この問題は租税の公平の原則と、これが民族系企業に對して——民族系と申しますか、日本の企業に對しては効果があつて、外資系に對してはあまり効果がないというふうな形のもの、をどういう形にしたらいいかという問題は、今後いろいろ検討しなければならぬ問題でございます。御趣旨の点はそういういろいろな前提が

あると思つたので、そういう前提の中でどういうふうなこの問題を考へていくか、非常にむずかしい問題だと思つたけれども、十分に大蔵省とも協議してまいりたいと思つた。

○広沢(賢)委員 最後のあれですから、もう少し時間をいただきます……。いろいろの新聞によりますと、今後の方向を出すというところで、税制上、金融上のいろいろの措置をとるといふことについてほとんど頭は出てきています。また大蔵省と通産省の中での一番優秀な方々、中堅の人たちの意思統一がされてない、意見交換がされてない、ただ、あれは頭が出ただけだ、私はそういうふうに思つた。そうすると、今後この問題について十分吟味しなければ、軽々にこの問題について十分吟味しなければ、軽々にこの問題について、財政上、金融上の措置をとるといふにじみの御旗のもとにどんどんいろいろなことをやることは許されないと私は思つた。それが一つ。

それからもう一回、今度は塩崎さんにお聞きしますが、一〇〇%の鉄鋼や造船には、資本自由化の名のものと租税特別措置がこれ以上やられるということは必要ない。これは当然だと思つたので、これが一つ。

それから、この間質問しまして、八幡など四つの鉄鋼会社の交際費が年に三百十一億円、べらぼうです。売り上げがどのくらいかといふと、八幡の売り上げがたしか三千六百億円くらい、それで交際費が八幡だけで十五億円くらい、たいへんな割合です。そうすると、これを今度は英國のように課税して、設備の近代化に回すとか、その他の措置をとれば、これこそほんとうの企業体質の強化だと思つた。つまり、現在の利子、配当の分離課税、それから交際費の非課税等は、全く資本自由化に伴う体質強化のための租税優遇とかないといふ点については無縁である、反対である。そういう点について大蔵省としては、資本自由化に對して、その名のものと、どろぼうにも三分の理というところで今後いろいろの要望がしばしば来ると思つた。そのときに、き然として以上のよう

な態度で貫いていただきたい。塩崎さんのお考えと、政務次官の確固たる信念をお伺いします。

○塩崎政府委員 おっしゃる通りに、租税特別措置は租税特別措置でございます。負担公平の原則の例外でございますから、それが採用されるにあたりましては、厳密なる審査を経なければならぬことは当然でございます。したがって、たとえば特別償却でも、その効果を果たしたようなもの、また、最初のねらいと違つたようなものは当然はずさるべきであることは言うまでもありません。私どもは二年に一回あるいは三年に一回それを絶えず検討しているわけでございます。そういった意味では、たとえば鉄鋼について、当初は高炉まで特別償却の対象にいたしておりましたが、現在は高炉ははずしまして、特別な部面の機械に限定しております。こんなことは当然許されるべきことであります。また、そういったはずされた金額によりまして財源が浮きますならば、できる限り中小企業の特別償却のほうに回すように、こういうふうにつとめてまいりたい、そして資本の自由化によりまして企業の不安を解消したい、こういうふうな考へておりますし、いままでもつとめたつもりでございます。

交際費につきましては種々の御批判がございまして、今回も若干の規制措置を進めたわけでございます。ただいま膨大な金額の御指摘がございましたが、当然、今回の規制措置によりまして、私どもは交際費の増加は制限される方向にある、こういうふうな考へております。

○広沢(賢)委員 塩崎さん、よそでしゃべっているよりずっと控え目です。もつとはつきりと、交際費はいけなないだといふくらい言つてもいいのですが、それでは、政務次官からひとつどうぞ。○小沢政府委員 交際費の問題は、この前も御議論がございましたときに申し上げておると思うのですが、私は、ある企業がいろいろその企業のための営業政策を進めるにあたりまして、正しい意味における交際費というものをお使いになる場合には、これはもう交際費は本来経費であるべきだと

思うのでございます。ただ、それがたまたまいろいろ批判もございまして、また同時に、必ずしも正しい営業上必要な経費と認定できるかどうかというような御議論もある経緯もございまして、また私どももそういうように考える点もなきにしもあらずでございますから、したがって、今回の過般御審議を願いました税制の改正案で一步それを規制をし、合理化しよう、こういうことでお願いをして御審議をいただいたわけでございます。したがって、その考え方で法律改正の結果の具体的な効果というものをよく見まして、その上で、さらにまた、いろいろ新しい立法についての他の面からする動きも御存じのようにございまして、で、そういう点もいろいろ見た上で私どもの態度はきめていきたいと思っております。現在のところは、局長が答弁している内容が私どもの考え方でございます。

○広沢(賢)委員 いまの答弁は非常にがっかりしました。やはり交際費は今後だんだんと認めていかないんだという将来の方向をはっきり堅持して、これはもう資本自由化の企業体質強化なんぞ全然関係ないのですから、これはほとんどが飲み食いなんだとこの間ずいぶん議論したわけですからね。そうすればこれは与野党一致して賛成するはずなんです、そういう方向について、八月に今度税制調査会が始まるのですから、国会と大蔵政務次官の断固たる決意があれば、それを税制調査会に反映させて、それで押しまくっていく、そうすれば税制調査会で非常にいい結論が出るんじゃないか、それを期待して私は特に強調したわけなんです。

時間が過ぎましたが、最後に、中小企業の問題についてもお話ししたかったです。なぜかという点、この前の中小企業白書についての各新聞の批判点が一致している。なぜかという点、大事な資本自由化に対して中小企業白書は何らこたえてないということが、非常に批判点の集中した点となつていましてね。それで、いろいろ見ますと、この新聞にも書いてあるとおり、食品市場の

中小企業に対しての資本自由化の脅威というものが相当にある。それでいろいろの措置を見ますと、二重構造の格差を広げていくような大資本中心の租税特別措置、それから金融措置というものが財界から要望されている。中小企業はどこへいったらいいのだというところが、資本自由化のものでこれは非常に重要な問題だと思つてます。したがって、中小企業に対する安心のいくような資本自由化に伴う措置をもっと明確に強く出すべきであるということをお願いして、これから資本自由化対策の審議に入るわけですから、大蔵省の税制調査会に対するあれと、この二つをかく要望しまして、終わりにします。

○内田委員長 広瀬秀吉君。
○広瀬(秀)委員 石油ガス税法の一部改正に関連する諸問題について若干質問をいたしたいと思つてます。

最初に、四日間戦争といわれた今回の中東の戦乱をめぐりまして、今日、産業の発展のために、経済の発展のために実に重要な地位を占めていく石油の需給関係というものが、やはり三日ないし四日ぐらゐで戦争は終わつていくけれども、非常に不安をかもし出したというような事情は先刻御承知のとおりでございます。このような非常に不安定の状況にある日本の石油の供給の確保、石油に対する安全保障の問題、こういうような問題が非常に心配されたわけであります。それから需給の見通しと申しますか、使用量がどういふぐらゐにふえていくだろうか、それに対する供給をどうやって確保するか、こういうような問題についての見通し、対策、こういうようなものを、数字をあげてひとつ通産省の考えを明らかにしたいだきたいと思つてます。

○両角政府委員 今回の中東動乱によりまして、わが国に対する石油の需給状況につきましては、いかなる影響があつたかという点につきましては、幸いにしましてわが国の厳正中立なる外交政策もございまして、石油供給の面では今日まで大きな

障害は起こっておりません。したがって、アラブ諸国は米英向けに対する禁輸措置は行なっておりまして、わが国向けの石油の出荷は、現在おとところ、ごく一部の部分的な障害を除きましては、全般的に順調に行なわれておるといふふうには、御理解いただいてけっこうであります。しかしながら、スエズの封鎖によりまして、一部黒海を通過してまいりますソ連、ルーマニアの原油もしくは重油が部分的にストップをいたすわけであります。もしくは遅延をいたす可能性があるという点が影響として考えられるかと思つてます。

今後は、御承知のように西歐諸国におきまして石油の需給関係が相当緊迫をいたさざるを得ない動向にかんがみまして、世界的に油送船腹の問題が出てまいるかと思つてます。その場合には、今回の中東動乱の結果といたしまして、輸送の面でタンカーのフレートの上昇、それがわが国に対してある程度影響を持つてくるということは不可避免かと考えております。

かような状態でございますが、われわれといたしましては、石油がわが国一次エネルギーの中できわめて大きなウエート——現在におきましてすでに六割、将来、昭和六十年におきましては七割五分といった圧倒的な地位を持つことにかんがみまして、これが安定供給ないしは低廉供給ということを確認しなければならぬということをお政目標といたしまして、鋭意各種の努力を重ねておるわけでございまして、特に、御指摘のございました供給の安定化のためには、輸送面におきまして一その体制の整備を考えますほか、備蓄の増強、あるいは海外における原油開発の推進という点によりまして、わが国自身の手によります石油の安定供給源をできるだけ強化していくという方向でつとめてまいりたいと考えております。

なお、どのくらいの率で将来石油の消費が伸びていくかという点につきましては、現在のわれわれの計算では、おおむね年率一割程度の消費量の増大が起るであろうというふうに考えております。

す。これに対応する原油の確保ということ、諸般の方策によつてつとめてまいりたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 総合エネルギー調査会の答申でも政策目標を——いま局長のおっしゃつたとおりであります。それを達成するために、供給源を分散するといひますか、多元化するといひますか、そういう問題と備蓄の問題と開発促進という三つの大きな問題点が指摘されておるわけであります。

そこで、一つ一つこの問題について現在どういふ対策を準備して安定供給という問題を解決されるか、こういう点について、供給源を分散し、多様化する、特に中東だけに依存をして、現在は九一％依存だといわれておりますが、そういう体制をどういう形に——国内の開発という問題もあるでしょうけれども、海外における開発を促進するといふようなことで、どの辺のところをいま目を向けておられるのか、そういう、もうすでに石油資源開発株式会社、特殊法人もできておるわけでありまして、そういうものの現状を兼ねあわせながら、今後どこに新しい供給源を——増加分について中東に肩がわりする供給源を求めていくとしておるか、そこらの考えをまず伺いたいと思つてます。

○両角政府委員 石油の供給源の分散につきましては、安全保障という見地から、できるだけ地理的にもわが国にも近接をいたし、かつ、政情が安定した地域というものを中心として進めてまいりたいということ、主として太平洋周辺の地域を目ざしておる次第でございます。具体的には、北から申しまして、アラスカ、カナダ、さらにインドネシア、カリマンタン等々の各地域、さらにはオーストラリア等の地域に至るまで現在石油資源開発会社あるいはアラスカ石油会社あるいは現地法人を通じて、それぞれ事業計画の策定並びに開発の促進のために努力をいたしておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 国内の開発という問題、この点は、日本の場合には国内開発の余地というものはもう大體ないのだ。さつきは日本海沿岸の大陸だですか、スタンダード石油あたりが探鉱の申し入れをしておるといふようなお話もあったわけですが、これはどのくらい期待できるといふような見通しを持っておられますか。

○岡角政府委員 国産原油につきましては、御承知のように、過去数年間年間七十万キロリットルの生産量というところで、大體横ばいの推移を示してきております。しかしながら、これをもつて直ちにわが国における原油の賦存量がすでに限界に達したといふふうには私どもは考えておりません。すなわち、今後はより深層の探鉱につとめることによりまして、あるいは、ただいまお話のごいしました日本海の大陸などにおきまする海底の探鉱を進めることによりまして、新しい油層、油脈の発見を期待したいと考えております。

○広瀬(秀)委員 いま国内ではそういうことだ。海外では太平洋地域というところで、インドネシアあるいはマレーシア、オーストラリアあるいはアラスカというところをあげられたわけですが、こういうところを開発した場合、中東に原油を仰ぐ場合とコストの関係というものはどういふことになりますか。非常に高くなるのではないかと、これは一般的に予想されるわけでありまして、単位を忘れたのですが、一バレル当たりかもしませんが、中東の原油採取のコストが十五セントぐらいだといふことに対して、インドネシアあたりでは五十一セントぐらいになるのではないかと、いふような話もあるわけでありまして、そういう関係はどのようになりましようか。

○岡角政府委員 御指摘のように、今日世界で中東地域の原油が一番割安であるといふことは事実でございます。したがって、わが国に対する石油供給の確保という点から申しますと、安定供給も大事であるが、同時に低廉供給も大事であるといふ要請がございますので、その意味では中東の安い油というものにも将来相当程度これは依

存しなければならぬという面があるかと思ひます。しかしながら、供給源の分散の見地からは、なおその他の地域の開発を進めていく必要がある。しかし、この場合にもやはり基本原則は、コモーションベースと申しますか、経済計算にのるといふコストでの開発を原則とすべきであるといふ考え方でありまして、ただ、安全保障という見地から考えますと、これに對しまして多少の安全保障といふべきか、その辺の多少のコストの割高の問題につきましては、ある程度考えていかなければならないといふ場合もあるかと思ひております。

○広瀬(秀)委員 今回商工委員会に石油開発公団法が提案されておられるわけでありまして、この石油開発公団が中心にこれらの海外石油資源の開発をやつていかれるわけでありまして、もちろん、安定して低廉な石油を、しかも今度の中東戦争のよくなもの、あるいは国際外交の緊張といふことで、どこで起こるかかわかりませんが、そういうよくなものに左右されることなく、低廉かつ安定した供給が得られる、こういう目的で開発公団も発足するわけでしょうし、私どもも、公団全般については、要らざる公団が非常に多いといふようなことであれですけれども、この問題についてはむしろ賛成をする立場に立つておられるわけでありまして、賛成をすれば、かりに四十億円の政府が出資をするといふことになりまして、これでたとえば国内の資源を開発するにしても、非常に深層開発をやらなければならぬといふようなことになりまして、この費用はかなり膨大で、幾何級数的にこの開発費も伸びてくるといふようなことにもなりまして、さらに、インドネシアあたりでも政情不安の問題などもあつたりして、いろいろな障害なども加わつて、この四十億円、もちろんこれは石油資源開発株式会社の百二十八億円を引き継ぐといふことで、百六十八億円ぐらいになりそうであるといふけれども、大体アラビア石油の開発で、これは正確な数字はわかりませんが、約二億ドル近く、一億九千四百万ドルぐらい投資をして、現在

の日本の輸入石油、原油の中に占める比率が三三%ないし一四%ぐらいまでいつてゐるのじやないかと思ふが、それにも約二億ドル、七百二十億円もかかる。こういうことでありますから、それらを考えますと、これはなかなかむづかしい問題だろふと思ふし、いかげんな、日本の政策がままそうであるように、中途はんばなものであつては、そういう政策目標を達成する——特に通産省は過日新聞発表をいたしました、大體三〇%程度ぐらゐは中東からの依存を減らしていきたいといふような数字も出ておるようでありまして、それは一体どのくらいの年次で達成できるだろうかといふその目標年次、それから四十億円、これは百二十八億円プラスしても、もう微々たる開発費ではないのか。こんなことで安全保障として低廉な供給といふものができるだろうか。そういう点について、やはりわれわれ危惧を持っておるのですけれども、そこらあたりでそういう目標といふもの——三〇%は自力で確保したい、外国の石油会社に支配されない原油を確保したいといふことが達成できるのか、そこらの見通しをひとつ明らかにしていただきたい。

○岡角政府委員 総合エネルギー調査会の答申の中にも、御指摘をいただきましたように、一応現在の目標といたしましては、昭和六十年に於いては、わが国に供給される原油の三割をわが国自身の手によつて確保したい、実量で一応の数字としましては一億四千万キロリットルといふものを予定をいたしたる次第でございます。したがつて、一億四千万キロリットル程度の原油がわが国自身の手によつて開発されるためには、毎年幾らぐらゐの探鉱投資が必要であらうかといふことを逆に考えてまいりますと、政府資金、民間資金を合わせまして約二百億円といふものが一応の数字としては出てくるわけでございます。これは今後石油開発公団の設立をお願いいたしますの十分の協力を申し上げるべきかと思ひますが、

あわせて海外開発に投入さるべき民間資金の動員ということにも大いに心がけてまいりまして、ただいま申し上げました目標の達成を期したいと考えております。

○広瀬(秀)委員 一億四千万キロリットルぐらゐ確保したいといふ、そういう目安であることは承知しておられるわけでありまして、民間資金の動員、これも、それがどういふことでやられるかわかりませんが、先ほど広瀬委員が質問をいたしましたように、日本の大手の石油会社といふもの、石油精製業者といふものは、そういうものは、ほとんどひもつき原油を輸入している状況になつてゐる。直接外資との提携会社もあるし、あるいは間接的な提携をしておるもの、あるいはまた、民族系だといつても、そのいろいろな設備資金や何かについて外国石油会社からの借款などによつて相当自主性を失つてゐる、こういうような問題なんかもあるわけでありまして、そして、毎年二百億円程度ずつで足りるという、そういう見通しをいま立てておるよう思うのですけれども、この程度のことで一億四千万キロリットルが確保できるという自信はありますか。

○岡角政府委員 御承知のように、探鉱事業は、きつめて危険度の高いと申しますか、当たる確率の少ない仕事でございますので、かりに毎年二百億を投入したら昭和六十年に於いて現実に一億四千万キロリットルの油が日本の手によつて確保されるかといふことのお尋ねに對しましては、確保されるかもしませんが、あるいははされないかもしませんが、逆に申しますれば、それだけの努力をすれば、何億キロリットルのより多くの原油が確保される可能性もありません、あるいはそれ以下しか確保できない可能性もありません、一応の現在の世界各國におきまする探鉱成果といふものの平均的な数字を基礎に考えますと、おおむね可能ではなからうかといふめどをつけておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 そういうような場合に、かりにそういうことならば、私ども専門家ではございま

せんからその点よくわかりませんが、そういうめどを立てて毎年二百億円というとも算出されておる、こういうことですが、それでは一体進出する会社と申しますか、開発に当たる会社は、特別にアラビア石油のような形態をとるのか、既存の英米系の資本が非常に高率に入っている、目一ぱいに入っているそういう会社が開発に当たっているのか、ここらのところはどういうことになりま

すか。

○両角政府委員 開発に当たります企業の形態は、いろいろな形態があり得るかと思ひます。

第一は、ただいまお話がございましたように、純粹に日本系の企業と申しますか、日本に本社があつて、その一〇〇%の子会社を現地に持つといったような、たとえばアラスカ石油あるいはジャベックス・カナダといったような形態の企業もあり得るわけでありまして、また、現地で現地資本と合併の形態で行なう合併企業形式もあり得るかと思ひます。

いずれにいたしましても、わが国としての原油の確保に有効な支配力ないしは統制力を持ち得るような形態で、かような開発に当たる企業を考へてまいりたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そのことは非常に重要なことだと思ひますので、これから石油開発公団が発足しました際に、その点は特に重視をしていつていただきたいと思ひます。

供給源の安定的な確保の一環として、ソ連の石油の問題については、これは単にチェーンメンですか、あるいはオムスクからナホトカあたりまでパイプラインを引けば、そのまゝ少なくとも大体一千万トン以上ソ連の石油を安定的に輸入する可能性もある、これはぜひぶん前から長い年月かかつて言われたことでありますが、コムの制約といひますか、そういう問題等もあつて、なかなか実現しない。今度の使節団が行きました日ソ貿易経済合同委員会ですか、ここでも、この問題について前向きで検討しようということになつておると思ひますけれども、それらの問題について、

開発大いにけつこう、しかし、そういうところにもやはり安定した供給源というものがあつたという形で、この鋼管パイプの輸出というものがアメリカの好まざるどころであるという、そういう制約だけで、あるいはまた新聞等の伝えるところによると、その鋼管を輸出した分の支払いのしかたというものにも若干問題があるようですねけれども、石油の供給源を多様化するといううな面から非常に有力なものであるかと思ひますが、それについての方を、これは通産次官、それから外務省の立場、両方からお答え願ひたいと思ひます。

○宇野政府委員 ソ連からの石油の輸入ということとは、通産省といたしましても考へていかなくちやありません。特に、仰せのシベリアは非常に近うございまして、ナホトカからわが国へ輸入するパイプを布設して、ナホトカからわが国へ輸入するという方法は、今般の日ソ経済合同委員会におきましても討論をされております。したが、いまして、アメリカもそれに対して、日本政府に対してういうことは困るといわれたような体験は、私たちがはないわけございまして、これはあくまでも日ソ間の話し合いとしてわれわれは推進していきたいと存じておるのでございまして。

ただ、そうした場合の取引条件がどうなるかというところございまして、今日までまだ詳細の報告は受けておりませんが、生産分与方式と称しまして、こちらが送った資材、そこから発生するところの生産物を買ひ取る、ソ連はわが国にそのことだけの取引条件を示したわけでありまして、これだけでございまして、わが国が不要とする品物も押しつけられる可能性が多うございまして、それ、一点ばりの取引条件では困るというので、今回、やや前進いたしましたとして、パートナーシステムも加味するといふようなことで大体話し合いが進んでおるようになつております。だから、通産省といたしましては、将来の需要確保並びに供給源の分散という点から考へましてもこのことは必要だと考へておる次第でございまして。

○伊藤説明員 実は私、今般の日ソ経済合同委員会にオブザーバーとして出てまいりましたのでございまして、そのときに日本側からは、石油の低廉かつ安定的な供給を受ける、そういう方針に合致するものであれば、シベリアのほうから石油を受けるというところは好ましいことだ、一九七五年でございまして、一千万トンないし一千二百万トンの受け入れは可能である、したが、いまして、この問題につきましましては互恵平等、そういう立場でやらなければならぬというところを日本側の代表のほうから申しまして、こういうことで合意ができるのであれば将来具体的に話を進めようというところで、今後関係者間で話が大體ついたやうでございまして、ただ、何ぶんにも非常に大きな計画でございまして、すべて今後の話し合いになつておるというところでございます。

外務省のほうといたしましては、シベリア開発その他の問題につきましましては、これが日本の利益になるといふことであれば非常にけつこうなことだと考へております、いま通産政務次官がおっしゃいましたように、アメリカのほうから文句が出ていふというふうなことはございせん。

○広瀬(秀)委員 アメリカに気がねをしたとかしないとかといふことは、ここで言つても水かけ論になりまして、アメリカからの圧力はないといふことが確認されればそれでけつこうです。

それで、日本の企業が海外に進出する際に、いまおっしゃられた生産分与方式、プロダクションシェアリング、そういう方向が非常にこれから多くなるだらうと思ひます。特に資本自由化の段階におきまして、日本の企業も外国にどんどん進出していくだらうと思ひます。そういう場合に、要らないもので押しつけられては困る、これは当然利益に合致する考へだと思ひますが、しかし、石油を安定的に一つの供給源としてそこに求めていこうといふような立場をもう少し強く出す必要はあるのじやないか、このように思ひます。が、そこら辺はどうなんですか、全体的ににらん

で。これは専門的になりますから局長から御答弁願ひたい。

○両角政府委員 ただいま政務次官から御答弁申しましたとおり、われわれといたしましては、ソ連の原油は、わが国に対する供給源としてきわめて重要なものの一つであると思ひております。したが、いまして、現在日ソ貿易協定によりまして、年間約四百三十万トン、将来は五百万トンといううな数字で取引を行なつておるわけでございますが、これを今後増大をしてまいりまして、ただいまのパイプライン計画が具体化する暁におきましては、一千万トン以上の原油の供給を期待することも、あながち不可能ではないと考へておる次第でございまして。

○広瀬(秀)委員 ソ連のほうでは、大體一千万キロリットルくらいは少なくとも日本に出せる余力があると思ひます。ところが、そこらところまでいくのは大體どのくらいの目安——外務省のほうでも前向きに進めていきたいといふことを言つておられるのですけれども、どのくらいの年月を要してそこらまでいこうといふことですか。向こうでも売りたい、これはいろいろその間にその他の事情も介在するのでしようけれども……。

○両角政府委員 ソ連原油のパイプラインによります輸入計画につきましましては、先ほど外務省からお話がございましたように、現在民間ベースで、日ソ経済合同委員会におきましては、まだ計画の具体的な内容を公的に議論をしておる段階に入つておりませんので、どのようなもので、これが実現されるかという点につきましましては、ただいまの段階ではお答えをいたしかねる次第でございまして。

○広瀬(秀)委員 時間もございせんから、その点これ以上は追及をいたしませんけれども、もう一つのこの問題は、今回の場合には不安は一応持たなければ、そう直接的な影響はほとんどなかった。石油がそのために値上がりしたとか、あ

蓄の増強をはかってまいるといいうのが第一に私どもとしてはつとむべき点かと思います。

ただいまお話のございました石油開発公園というようなものが備蓄の面にまで乗り出してはどうかという御提案につきましては、きわめて前向きな積極的な御提案でございますので、十分私ども

○両角政府委員 さようでございます。

○広瀬(秀)委員 その点、わかりました。

主税局長にお伺いしますが、自動車関係のLP Gが非常に使われるようになってきているわけでありますが、昭和四十年年度で自動車用は六十三万五千トンですか、キロリットルですか、これが八

比較では、ただいま主税局長がお答え申し上げましたようにＬＰＧのほうが割り安になっておりますが、このような傾向はなお当分継続するものと考えております。それは別途、ＬＰＧ自体の価格の変動並びに揮発油自体の価格の変動、両者の見

たしまして、それに対する保安確保ということを中心にしておりまして、したがって、零細業者に対する負担増も当然あるかと存ぜられますが、いま申されました御意見を十二分に私たちも尊重いたして今後検討したいと思っております。

○広瀬(秀)委員 以上で終わります。

○内田委員 次は、平岡忠次郎君。

○平岡委員 ただいま上程になっております石油ガス税法の一部を改正する法律案の提案理由等は、配付されました書類でお伺いをいたしておりますが、一応その骨子と、今度提案されます理由につきまして主税局長から御説明をいただきますと思います。

○塩崎政府委員 LPGにつきましては、昭和四十一年の二月から新しく課税になったわけでございますが、それが四十一年中には五円、四十二年から十円に引き上がり、さらにまた四十三年から十七円五十銭に引き上がることは御承知のとおりでございます。しかし、最近ハイヤー、タクシー業者の収益については非常な問題があったことも御存じのとおりでございます。さらにまた、LPG燃料のタクシー料金に及ぼす影響、これらにつきましても非常な御議論のあるところでございます。

こんなような状況を考えまして、今回、将来上がるべきところの十七円五十銭の負担は二年間ばかり十円で据え置きまして、いま私があげました二点の問題につきましても対処しようというのが、今回の提案の趣旨だと考えております。

○平岡委員 主税局長の御説明ですと、ハイヤー、タクシー業界の収益問題等がその理由である、それから、むろんガソリン税との均衡というようになこともあろうと思うし、国家財政の収入を担当する主税局とすれば、やはり財源ないし徴税の角度からというように理由もあろうと思うのですが、そのほかの角度からこの問題が検討されたことがあります。

○塩崎政府委員 おそらく平岡委員の御念頭には、公害問題、LPGのほうが、公害防止の見地から見るとガソリンよりもより奨励すべきではないか、こういうような御意見を頭に置かれて私に質問されておられるのではないかと思います。そんな点につきましても、私も前々から聞いたこともございます。

しかし、何と申ししても、このような点につきましては道路の建設需要のほうが大きい、公害防止という点も大事でございますが、これらと比較考量いたしました際には、やはりこの程度の税負担は石油ガスから得られるべきであらう、こういうふうな検討の結果を私どもは持つております。

○平岡委員 先回りしてのお答えであります、まさに私は公害問題の点から議論を進めたいと思っております。

御承知のとおり、公害対策基本法がすでに政府から提案されて議院中であり、このうち基本法が制定されようとするまで事態は深刻となつておると思つております。朝日新聞の六月十二日の朝刊でありますけれども、東京都の、正式の名前は東京都小中公害対策研究会、これは会長さんは伊藤和という江東区立水神小学校校長がなつておりますが、たしか朝日新聞の後援のもとに、児童の健康管理の点からすると、三年公害問題に取つ組んでおるようであり、そして、この六月十二日の朝日新聞の伝えているところによりますと、結局、教育環境がいかに悪いかという質問に対して、都下のこれは都心と都部を合わせてでございますけれども、中学校が四百九十一、小学校が千四百四十四、これにアンケートを發しまして、相当多くの学校から回答がきておる。その回答のうち、教育環境が悪いと答えておるものが五三%、低いものでは杉並の二五%というのがありますけれども、とにかく悪いという。しかも、その悪い理由のうちで公害を理由とするものが、やはり区部の小中学校におきまして四〇%ないし五〇%、それから都心部の小中学校におきまして六〇%、かように出ております。そして朝日新聞は、具体的な問題として、子供の衣類で白いものが一日でも着られなくなつてしまふということ、それほどひどくなつておるということをお伝えしております。なお、大気汚染が子供の鼻を痛め、鼻をおかす結果、たん、せきの出るのが非常にふえておる。やりかぜ以外のときにたん、せきの出る子供が多

いという区部の小学校は、江東区の二五%を筆頭にしまして、十五区がみなこのことに脅威を感じておるといふ結果が出ておるのでございます。それから都部におきましても例外ではありません、平均しまして六%の学校がこの被害を訴えておる、こういうことであります。一〇〇のうち六、六%というのはたいしたことないようですが、たとえ阿賀野川の水銀化合物の問題とか、あるいは水俣の同様な問題等は何十万人に一人の被害割合なんですね。都下の小中学校が、都心部と郡部をひくくめまして六%もたん、せきが異常に出るというふうなことを訴えるというところは、これ以上もうほつておけない問題であると思ひます。

そこで、公害問題の焦点は何かということになろうと思つて、今度各省のセクショナリズムの集大成としての公害対策基本法というものが出来まいりましたけれども、やはり焦点がどこにあるかというところを見きわめる必要があると思つて、この法律案を自身について、この作成の前にお手伝いをしました大内兵衛さん等による社会保障制度審議会が、この政府の取り上げ方に対して、きつておることで、きのうあたりいちゃもんをつけておるようであります。

その一つに、公害をどう処理するか具体的に欠けているというところを指摘しております。そして、産業界はよろしく公害防止を企業経営の条件として取り入れて、公害対策に前向きな態勢を整備すべしということをいっております。要するに、無過失責任を企業の側で共同でとりなさいとまでいっております。企業にさえこういふことを要求しているのですから、いわんや、政府とか国会とかいふものは、もう率先して、もっと積極的に公害問題を究明する必要があると思つております。

結局、私の結論とするとところは、公害問題でいろいろなことが羅列はされておりますけれども、現在並びに将来に向かひましての一番大きな公害問題は、もう大気汚染に対する対策、わけでも、

自動車の排気問題に対する対策でなければならぬというふうに私は思つております。私が思つてゐるのは平岡の主観であらうという反論があると思いますが、実は、英国と米国の場合の私の見聞してききました点を申し上げまして、皆さま方のお心にぜひとめていただきたい、このことを申し上げたいのであります。

昭和三十一年のちやうどオリンピックのさなかに、たまたま英国の総選挙がありましたので、その要務を帯びて参りましたが、総選挙が明けまして、めずらしく英女王政府の招待というところで、二週間ほど英国にとどまりました。無為に過ごしてはいかぬというので、阪上君という地方政治のベテランもおつた関係ですが、公害問題をひとつ掘り下げてみようということで、自分たちでテーマをつつたわけであり、長々とそのことを申し上げるわけにもまいりませんけれども、英国におきまして公害問題の現状がどうかということになりますと、これは英国といつても中心的なロンドンであり、水質の汚濁対策はすでに完了しております。チームズのタワー・ブリッジ付近にはマスの銀りんが見られるといふことはつとに報ぜられておるところであります。チームズの支流は七つありまして、本流との合流地点はろ過装置が設けられておる、それぞれ本流への流入が最終的に浄化されておる。これより先、支流に入りますところの工場の廃液の流入等は厳格な処理基準によつて無害なものとされておることは論をまちません。

大気汚染の防止につきましては、ロンドンが寒冷地のために、家庭ストーブによる大気汚染は従来著しかったのでありますけれども、条例によりまして無煙炭以外の禁止、それから、住宅の高層化に伴う石油ストーブの普及化によりまして石炭スモッグは解消されております。いまや皆無となつておるわけであり、工場の煙突ばい煙も、ロンドンの都心にある火力発電でもうもうと煙をあげておりましたが、これは何たることかといひますと、全部水蒸気だということですね。無

害の水蒸気になっておるほど、すべて蒸気による沈下でこの大気汚染と工場の煙突ばい煙とはすでに無縁となっております。ただ一つ残っております問題は自動車の排気ガスであるということでありまして、さすがに英政府は公害対策の問題では進んでいるという感じを受けたのであります。

それから、別におりに米國に参ったときなんです、米國においてはこういう状況かといいますが、水質の汚濁は解消済みでありまして、排気ガスの大気汚染だけがやはり問題になっている。米國ではニューヨークパターンとロサンゼルスパターンと二つに区分しましてそれぞれの対策を研究中であります。ニューヨークパターンとは、工場廃棄ガス、すなわち重硫酸ガス対策でありまして、ロサンゼルスパターンとは自動車排気ガス対策をいうのであります。ロサンゼルスの場合、日本の場合の一酸化炭素の〇の害悪及び不飽和炭化水素の〇の害悪とは違ひまして、気候が高燥だといふ特殊事情から一酸化窒素の〇、それから二酸化窒素の〇の害悪となつてあらわれている点

が特徴的でありまして、まず目をやられる、それからまた自動車のタイヤに亀裂を生ずる、それから視程が悪くなるということによつて交通妨害を派生するという事で、別の公害と結びついておる、こういう特徴を持つてゐるわけでありまして、いづれにいたしましても、二國の例に徴しまして、水質汚濁対策は、日本ではいまだきものとはいひながら、そう興行きの深いものではありません。政府のやる気だけの問題であります。企業

のやる気だけの問題であります。結論的には、二國同様、排ガス特に自動車の排気ガスに徹底的に取り組まなければならないのが、この二國の例に徴して明らかにされておると思うのであります。そして工場廃ガスの防止につきましては、技術革新的には硫黄分の除去についての科学的技術開発、これがあるわけです。しかし、この硫黄を取り去るということとは、もしできますればノーベル賞を受賞できるような問題でありまして、たいへんむずかしい問題と聞いています。

かたや、自動車の排気ガスにつきましては、完全燃焼装置ないしろ過装置の開発でありまして、けれども、ここで私の意見でありますけれども、最も有効なのは、ガソリン使用をやめてプロパンないしブタンガスへの転換が注目されなければならぬということでありまして。そういう角度から石油ガスの問題を視野を広げてひとつ御検討をいただきたいというのが私の質問趣旨であります。結局、自動車排気ガスの問題が今後にわたつたの公害問題の中心課題であるということと、したがひまして、自動車燃料の転換が必要だということ、それだからこそ、ブタン、プロパンの転換といふことが政府の政策目的のうちに加えられてしかるべしということでありまして。

こういう点を踏まえての御研究があつたのか、今後それをするのかということ、この点につきまして、ひとつ大蔵大臣からお答えをいただければ幸いです。

○水田国務大臣 御指摘のように、排気ガスの対策はもういま緊急の問題でございますので、この点については、通産省を中心にいま研究をしてい

るという段階でございます。これをガソリンをやめて、公害対策のために石油ガスに自動車燃料を転換したほうがいかどうかという問題については、まだいまのところ十分の検討をしておりません。むしろ、現在のガソリンによる排気ガス対策をどうしようかということを中心にいま研究してゐるという段階でございます。

○平岡委員 きょうは、大蔵大臣がいままでの閣議での討議とか、その経験にこだわつてものをとおしやるであらうことはわかつておりました。そうではないに、非常にたいへんな問題だということをお認めをいただいて、大蔵省から積極的にこの打開のための旗を振つていただきたい、かように私は思つておるわけでありまして。結局、わが國ではガソリンも大部分原油として輸入されるわけ、LPGも輸入されるわけですから、大部分輸入される点においては同じなんです。したが

ひまして、禍害の少ないほうがいいほうをとるべきなんです。そうすると、主税局長等、さいふの入りぐあひのほうに關心の強い方は、LPGガスを税をキロ当たり十円のままであと二年も延ばせばいいんだらうというふうな、そういうこまかい専門に墮するお気持ちにならうと思つたのですけれども、それはそうではないに、やはり税制も他面において政策目的も持つてゐるわけなんです、このガソリン消費にかえてLPGを大いに使つて、このガソリン消費をとつていただきたいのです。現状をおきまして、タクシーだけが大体プロパン装置をつけておきまして、私の聞き及ぶところでは、しかもハイヤー、タクシーの営業で六〇%ほどがLPGガスを取りつけ、自余のものはまだガソリンである。自家用車はほとんどつけていない、こ

ういう事情にあるようですが、これをタクシー業界は全部、自家用車まで、およそ自動車の燃料は全部LPGガスにしてしまふということ、そういう刺激を与えるためにやはり税金の立場においてはガソリンとの格差をつけてLPG使用を誘導し、馴致するような方式をとつていただきたいということ、できるならこの際、英断をもつてプロパンガスの課税はやめるべしということ、税金は、一応全部プロパン化が完成した後に、国家財源を考へてその時点で適当な課税をすればいいのではないかと、その中間にむろん並行的な行き方があるし、いまあなた方が提案されてゐるような暫定率、二カ年に限らず、かなりもつと長い期間続けられるという、そういう形をとる併用的な行き方もあるであらうけれども、いづれにいたしましても、プロパンガス、ブタンガスに切りかえるという大方針を、単なる大蔵省のセクシヨナリズムとか徴税官僚の感覚というこ

とでなしに、大きく取り上げていただかなければならぬと思つております。私がきょうここに参りましたのは、そういう点につきまして、大蔵省、特に大蔵大臣に旗を積極的に振つていただいて、政府の公害対策に対する積極的な姿勢を、態度をもつて示していただきた

い、このことをお願いするためであつたわけであり

ます。ただ、それならば、日本のガソリン用原油、重油——自動車燃料として使う部分は確かに相当多いのです。そのガソリンをやめて、プロパンとかブタンにかえるにその補給がつかどうかが一応問題であらうと思つたのです。その辺の見通しですね。鉱山局長からひとつお聞かせいただきたい。なお、プロパン、ブタンとなりますと、家庭用燃料にもまゐりますから、それがプラスされるわけですが、そのことも踏まえて、供給の点について問題があるかないか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○岡角政府委員 LPGの需給面から見ました場合に、現在乗用車に使われておりますLPGの量は大体全体の供給量の約四分の一、実量が百万トン近くでございます。これをガソリンで換算いたしますと、百四十五万キロリットル、ところが、自動車用ガソリンとして使われております量は千三百四十万キロリットルでございます。ガソリンで走つております車の使用量が千三百四十万キロリットル、LPGで走つておりますガソリン換算量が百四十五万キロリットル、こういうことに相なります。したがひまして、現在の乗用車がすべてLPGに転換するといふことは、量的に見ましてきわめてゆゆしい大問題になつてまいります。したがひまして、LPGの全体の需給面から見ますと現在四分の一を占めておりますものを、さらに大幅な増産をはかつていくというふうなことになると思います。現在の石油精製もしくは石油化学から出てまいりますLPGの量といふものはさらに人為的に高めていく装置が必要になつてまいります。このことは、たとえばアイソマックス装置といふものを使ひますとかえつてコスト高になりまして、ガソリンとの価格の対比におきまして、LPGが必ずしも有利ではなくなつてくるという可能性も出てくるわけでございます。したがひまして、公害対策上から見ましてのLPGの望ましさはまさに御指摘のとおりでございます。

ますが、需給面から見ますと、なお検討すべきいろいろな問題があるかと考えております。

○平岡委員 LPの取得先を確保するために三つのソースがあると思うのです。いまあなたのお話では、石油精製過程からのパイロダクト、それから石油化学系統のもの、御示唆があったと思うのですけれども、一番大きなものは、やはり純一無垢の純度の高いものは輸入の液化天然ガスであると思います。むろん、産地は中東に多いわけですが、この点はほとんど無尽蔵ではないのですか。

○両角政府委員 御指摘のとおりLPGの第三の供給源は輸入でございますが、今日まで輸入が占めております比重は全体の供給量の約三割でございます。むしろ安定供給という面から考えますと、石油と同じくLPGにつきましても、中東からの輸入をさらにふやしまして国内供給のウエートを高めるといふ点につきましても、なお慎重に考えてまいりたいと思います。同時に、石油化学及び石油精製の発展によりまして、この方面から不可避免的に出てまいりますLPGの量に増大せざるを得ない、それと全需要面とのバランスを考えてまいりますときに、輸入ソースを特に拡大をしたいと思います。という点は慎重に検討したいと思ひます。

○平岡委員 経済性の問題はむろんありますけれども、まずもって、絶対量自体がガソリンに對比し得ないというのだったら私の議論は成り立たないわけですが、いまお聞きしますと、できるならば、石油精製過程ないし石油化学系統の開発によつて、自給までではないのですけれども、多くの部分をそれに求めるということ、それからあとは、背後に中東に無尽蔵にあるということをお伺いすれば足りるわけです。中東からのものは輸入液化天然ガスとして入るでしょうから、船腹の問題等につきましても、一般の原油、重油とそう違わないものだと私は確信をいたしております。そういうわけで、需給上のバランスが、将来自動車燃料が全量プロパン化してもその点では問題はないということだけが明らかになれば、私としては満足であります。

とにかく、公害問題はほんとうに重要な問題でありまして、いま私が説明申したように、大気汚染、わけても、自動車よりの排気ガスの一酸化炭素の害悪の処理の問題というものは一番焦点になるということに真実をお気をおとめくださいますと、せっかく議題のLP課税方式等につきまして、今後とも深く御検討をわすらわしいと思ひるのであります。

緑を枯らし、空気を汚濁させ、小鳥も水も追つてしまふ。公害にむしばまれるのは、單なるこの美しい自然だけではないのであります。先ほどの東京都の小中学校の生徒の健康に憂うべき傾向の見られるように、結局、人間の肺とか、のどとか、はだから思考力にまで黒い手を伸ばしてきておるわけですから、この問題には大局的な立場に立ちまして御考慮をわすらわしい。プロパンガスの課税の問題が、ハイヤー、タクシの収益問題とか、財源ないし徴税の角度からだけ論ぜられることでなしに、大きくこれを政府自体、政策課題として取り上げていただきたいことを要望いたします。

大蔵大臣の最後の御答弁をちょうだいしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

○水田國務大臣 御指摘の点は、十分今後検討いたします。

○内田委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○内田委員長 本案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

―― 本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

金融及び証券に関する小委員会において、金融に関する件について、金融制度調査会の代表者に参考人として出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来たる二十七日、火曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時十三分散會